

## 高萩市未利用財産貸付（一般競争入札）要項

### 1. 募集の趣旨

本市が所有する未利用施設の有効活用を図るため、一般競争入札により賃借者を広く募集するものである。

### 2. 貸付物件の表示

① 所在地：高萩市下手綱 34 番地 外 3 筆

② 敷地面積：3,917.47 m<sup>2</sup>

③ 地目：宅地、雑種地、学校用地

④ 建物施設：

#### ①旧園舎

木造平屋建（昭和 63 年建築）

建築面積：508.35 m<sup>2</sup>

#### ②倉庫

コンクリートブロック造（昭和 63 年建築）

建築面積：4.00 m<sup>2</sup>

#### ③倉庫

木造平屋建（昭和 63 年建築）

建築面積：25.00 m<sup>2</sup>

### 3. 参加資格要件

入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。なお、法人又は個人の別は問わない。

- (1) 本件貸付に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 法人にあっては、前年度決算の貸借対照表において債務超過に該当しない者であること。
- (4) 国税（法人税及び消費税並びに地方消費税）並びに地方税に滞納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

### 4. 貸付条件等に関する事項

(1) 貸付方法及び貸付料

- ① 貸付方法：現状有姿による貸付とする。

② 貸付料：月額 132,916 円とする。

③ 納付方法：貸付料の納付は、最初の 1 か月分については契約日から 1 か月以内に納付するものとし、2 か月目以降の分については各月の末日までに納付するものとする。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

(3) 利用目的の制限及び用途変更の制限

① 利用目的の制限

本物件の利用にあたっては、産業廃棄物置き場その他近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある用途での利用を禁止する。また、公序良俗に反する事業や周辺の平穏を乱すおそれのある事業には利用できないものとする。

② 用途変更の制限

契約期間中において、原則として契約締結時に定めた利用目的及び用途を変更することはできない。ただし、建築基準法等の法令上の要件を満たす場合であって、事前に本市と協議を行い、本市が書面により許可したときはこの限りではない。

(4) 建物の現状及び免責事項

本物件建物について、その構造、躯体、材質、老朽化、経年劣化、損傷、瑕疵等に起因して修繕、補修、補強、交換、改修、改築その他の措置が必要となった場合であっても、本市はこれらに要する費用を負担しないものとし、また、これらに起因して賃借者又は第三者に損害が生じた場合であっても、本市はその賠償の責めを負わないものとする。

(5) 損害保険の加入

賃借者は、貸付期間中において、火災保険その他の必要な損害保険に自己の負担において加入しなければならない。

(6) 賃借者の費用負担及び法令上の手続

次に掲げる経費及び事務は、賃借者の負担とする。

① 施設の維持管理に要する費用

② 貸付期間中における破損等（天災によるものを含む。）に係る修繕費用

③ 建築基準法、消防法その他の各種法令の規定に基づき、利用目的に関連して必要となる施設の修繕、改修、設備設置等に要する一切の費用及びそれに伴う行政庁への各種届出等の事務

(7) 損害の賠償

① 賃借者が故意又は過失により利用物件を損傷したときは、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

② 賃借者の責めに帰すべき事由により利用者等の第三者に損害が生じた場合には、賃借者がその損害の賠償責任を負うものとする。

(8) 禁止事項

本件物件の使用権を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保の目的に提供する行為を禁止する。

## 5. 応募方法及び提出書類

### (1) 要項の公表及び配布

- ① **配布期間**：令和 8 年 9 月 10 日（木）から同年 9 月 29 日（火）まで  
午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝日及び平日正午から午後 1 時までを除く。）
- ② **配布場所**：高萩市役所 企画総務部 総務課 管財グループ（本市ホームページからもダウンロード可）

### (2) 入札参加申込書の提出

- ① **受付期間**：令和 8 年 9 月 10 日（木）から同年 9 月 29 日（火）まで（必着）  
午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝日及び平日正午から午後 1 時までを除く。）
- ② **提出方法**：持参または郵送によるものとする。
- ③ **提出先**：高萩市役所 企画総務部 総務課 管財グループ
- ④ **提出書類**
  - ア 普通財産貸付一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）
  - イ 法人にあっては法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書で発行後 3 か月以内のもの）
  - ウ 印鑑登録証明書
  - エ 誓約書（様式第 3 号）
  - オ その他市長が必要と認める書類

## 6. 入札の実施及び落札者の決定方法

### (1) 入札日時等

- ① **入札実施日**：令和 8 年 9 月 30 日（水）9 時 00 分から
- ② **入札場所**：高萩市役所 本庁舎 3 階 会議室 3－2
- ③ **入札方法**：入札書（様式第 2 号）を持参の上、所定の時間に提出するものとする。郵送による提出は認めない。

### (2) 落札者の決定方法

- ① 本市が設定した最低落札金額（月額：132,916 円）以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに籤（くじ）により落札者を決定する。
- ③ 入札金額が最低落札金額に達しないもの、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 7. 契約の締結

落札者が決定したときは、令和 8 年 10 月 7 日（水）までに本市との間で普通財産賃貸借契約を締結しなければならない。

## 8. その他

本要項に定めるもののほか、入札の執行に関し必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

## 9. 問合せ・提出先

〒318-8511 高萩市本町1丁目100番地の1  
高萩市役所 企画総務部 総務課 管財グループ  
TEL : 0293-23-2119 FAX : 0293-24-0636  
電子メール : [soumu@city.takahagi.lg.jp](mailto:soumu@city.takahagi.lg.jp)